

第1回岡山県鉄鋼業最低賃金専門部会議事録

- 1 日 時 令和4年9月6日(火)午後2時00分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4番1号
岡山第2合同庁舎 2階 共用会議室A
- 3 出席者
- | | |
|------------|-------------------------------|
| 公益代表委員 | 西 田 和 弘
横 山 純 子 |
| 労働者代表委員 | 板 野 晃 雅
近 藤 拓 也
高 山 伸 男 |
| 使用者代表委員 | 遠 藤 佑 介
阪 本 佳 明
西 谷 治 朗 |
| 事務局 労働基準部長 | 子 安 成 人 |
| 賃 金 室 長 | 浮 森 香 葉 |
| 賃 金 係 長 | 遠 藤 英 文 |
| 監 察 監 督 官 | 諏 訪 雅 浩 |

4 議 事

遠藤係長

ただ今から、第1回岡山県鉄鋼業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の審議は公開ですが、傍聴希望の申込みはありませんでした。今年度第1回目の専門部会であり、部会長が選任されるまでの間、司会進行を事務局で務めます。

感染症対策のためのアクリル板設置とマスクの着用等に引き続き御協力をお願いいたします。

部会委員の皆様の御紹介につきましては、私がお一人お一人の名前をお呼びしますので、着座のまま一礼をお願いします。

まず、公益委員の西田委員、横山委員、

続いて、労働者側委員の高山委員、板野委員、近藤委員、

続いて、使用者側委員の西谷委員、阪本委員、遠藤委員、

続きまして、事務局の職員を紹介します。

子安労働基準部長、浮森賃金室長、諏訪監察監督官、私は賃金係長の遠藤でございます。どうぞよろしく申し上げます。

続きまして、定足数について御報告します。公益委員の岡山委員が御欠席ですが、ほかの委員8名が御出席でございますので、最低賃金審議会令5条2項の定足数、全委員の3分の2以上、又は、公労使各3分の1以上の出席を満たしていますことを御報告いたします。

本日御審議いただきます付議事項について御説明いたします。

- 1 特定最低賃金専門部会 部会長・部会長代理の選任について
- 2 特定最低賃金専門部会における審議の進め方について
- 3 特定最低賃金専門部会の運営について
- 4 資料説明について
- 5 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について
- 6 今後の審議日程について
- 7 その他

でございます。

第1回目の審議に入ります前に、子安労働基準部長から御挨拶申し上げます。

子安部長

岡山労働基準部長の子安と申します。

昨年に引き続きまして事務局を務めることになりました。

本日は台風でどうなるかと心配していましたが、岡山は何かひどい影響とか被害がないようで安心しております。

そういった中、今年度も、特定最低賃金の必要性審議の段階から専門部会を設置して、必要性の有無について丁寧に議論を行うこととなりました。

昨年度もこのようなやり方をしたこともあり、今年の5月に全員協議会を設けまして、去年やってみた感想であったり、今年度以降どういうふう特定最低賃金の必要性審議を進めていくかという意見交換を行いました。専門部会を設置した場合、昨年は回数が増えたり、期間が空いたりということもあって、他局に比べて発効日がだいぶ遅れてしまいました。その対策として少しでも開始を早めて、結論が出た際には発効日が後回しにならないようにということで、県最賃の審議が終わった後、急ぎ、選任手続や各委員に御協力をいただいて日程調整を行い、今日、7業種最初の専門部会を開始することとなりました。

事務局としても改善できる点は改善して進めようと思っています。依然として感染症の影響もございますし、やはり物価高と同時に企業間や最終消費者への価格転嫁をそれぞれの業種なりに工夫されていると思いますが、こういった審議の場で、是非、鉄鋼業の特定最賃の真摯な議論をお願いしたいと思っています。どうぞよろしくお願ひします。

遠藤係長

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、付議事項「(1) 部会長・部会長代理の選任」ですが、部会長及び部会長代理は最低賃金法において公益委員のうちから選出することとされておりますが、これまでの慣例により、各専門部会の公益委員で事前に協議を行い、候補を選んでいただいております。

部会長は横山委員、部会長代理は、西田委員です。

御了承いただけますでしょうか。

(異議なし)

遠藤係長

御了承いただき、ありがとうございます。

以降の議事につきましては、横山部会長にお願いいたします。

横山部会長

部会長を仰せつかりました横山でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

今年度の特定最低賃金の審議については、昨年度に引き続き、改正の必要性の審議から専門部会で行うことになりました。5月に全員協議会が開催され、昨年度の審議の進め方に関する検

証も行われましたので、その結果も踏まえた進行に努めさせていただきたいと考えておりますが、労使のイニシアティブにより、丁寧かつ効率的な特定最低賃金の審議を進めることに何ら変更はございませんので、各委員の御理解、御協力をお願いします。

付議事項に入る前に、議事録の署名人について決めておきたいと思います。

特定最低賃金運営規定第6条によりますと、「部会長及び部会長が指名した委員2名が署名する。」ものとされていますので、部会長である私と、労側は高山委員、使側は西谷委員にそれぞれお願いします。

本日の大まかな予定を御説明いたします。

まず付議事項(2)、(3)につきまして、今年度の審議の進め方などを事務局から説明していただきます。続いて、付議事項「(4) 本日配付の資料説明」についても事務局からお願いします。

その後、付議事項「(5) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無」について審議を行うこととし、労使双方から「改正決定の必要性の有無にかかる基本的な考え方」を述べていただきます。その際、事前の打合せ時間を設けようと思いますので、資料説明の後に一旦休憩とし、午後2時45分頃には再開したいと思います。労使それぞれ5分から6分程度で御発言をお願いします。御協力をよろしくお願いします。

終了予定時刻は、午後3時30分頃を予定しています。

それでは、付議事項「(2) 今年度の特定最低賃金専門部会における審議の進め方」について、事務局から説明をお願いします。

浮森室長

それでは説明させていただきます。

今年度の7業種の改正決定に係る申出については、いずれも形式的要件を具備しており、7月5日の本審で改正の必要性の有無について労働局長から諮問を行いました。資料No.2-①を御覧ください。

今年度は、原材料の高騰や円安、新型コロナウイルス感染症の影響が各産業により様々であることから、本審で一括して審議することは難しいという御意見、各産業の労使で議論を行うことは必要であるとの御意見がありまして、昨年度に引き続き、必要性の有無の段階から専門部会を設置して、各部会で必要性審議を行うこととなりました。最賃法第25条第1項に基づく専

門部会となります。

必要性審議の専門部会で「必要性あり」で全会一致となった場合は金額審議を行うこととなります。全会一致とならなかった専門部会については審議終了となります。審議を効率的に進める観点から、「必要性の有無について全会一致で確認された場合、金額改正についても併せて調査審議をお願いします。」ことを8月2日諮問で追加し、かつ、最低賃金審議会令第6条第5項を適用することで、本審を開催することなく、引き続き、金額審議を行うことができるようにしております。資料No.2-②につけております。

この段階で法25条第2項に基づく金額審議の専門部会となり、委員は兼務です。ただし、金額審議にあたっては最賃則第11条に基づく意見聴取の公示手続が必要になるため、必要性有りとなった日から金額審議まで3週間空けることとなります。以上です。

横山部会長

ただいまの事務局の説明について、委員の皆さん、いかがでしょうか。

(特になし)

横山部会長

それでは、専門部会の結審方法など運営の詳細について事務局から説明してください。

浮森室長

審議会令第6条第5項の適用について、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」とされております。先ほど付議事項「(2)改正審議の進め方」でも説明したとおり、8月2日の審議会において、必要性審議の専門部会において全会一致の場合は、この規定を適用することで合意しております。従いまして、専門部会の決議を本審の答申とし、引き続き金額審議に移行します。また、金額審議の専門部会においても令第6条第5項を適用することで合意されております。

なお、必要性について全会一致とならなかった専門部会は後日本審に報告し、審議終了となります。また、必要性有りで全会一致となり、その後の金額審議において全会一致とならず結審した専門部会の産業につきましては、後日本審に報告の上、本審で審議が行われることとなります。

横山部会長

ただいまの事務局の説明につきまして、委員の皆さん、いかがでしょうか。

(特になし)

横山部会長

それでは、①必要性審議、金額審議いずれの専門部会でも、審議会令第6条第5項を適用すること。②必要性審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審に報告して審議終了となること。③金額審議で全会一致とならなかった専門部会は、本審で審議を行うこととします。

次回以降の審議の公開・非公開につきましては、令和3年度においては、各委員の忌憚のない御意見をいただく必要があることから、非公開としていました。今回の必要性審議においても、同様の事情により、非公開にしたいと考えますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

横山部会長

それでは、第2回以降の専門部会を非公開とします。
付議事項「(4)資料の説明」について、事務局からお願いします。

浮森室長

それでは、資料説明をさせていただきます。
資料No.3から説明させていただきます。
これは、日本銀行岡山支店が本年9月5日に発表した「岡山県金融経済月報」です。
概況としては、「県内景気は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、持ち直しを続けている。」として、令和4年4月以降「持ち直している。」という景気判断を継続しています。
最終需要をみると、
個人消費は、持ち直しを続けている。
設備投資は、増加している。
住宅投資は、高めの水準で推移している。
公共投資は、高水準で推移している。
輸出は、名目ベースで増加している。
雇用・所得環境をみると、労働需給は引き締まり傾向が強まっており、雇用者所得は、緩やかに改善している。
とされています。
次に2ページの「(2)生産」をみてみますと、主要製造業業

種ごとの足下の生産動向として、今日の専門部会関連の産業ですと、

鉄鋼は横ばい圏内の動きとなっている。

とされています。

それから、次ページ以降につきましては、岡山県の主要経済指標が記載されておりますので、後ほど御覧下さい。

次に資料No.4、令和4年7月27日、岡山財務事務所発表の「岡山県内経済情勢報告」です。

総括判断では、「持ち直している。」としています。これは前回4月判断と比較し、上向き判断となっています。

総括判断の要点としては、本年4月と比較し「個人消費」と「設備投資」は上昇、「企業収益」は下降、生産活動、雇用情勢等他の項目では、横ばいの状況です。

また、先行きについてですが、「感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進む中で、各種政策の効果もあって、持ち直しの動きが続くことが期待される。ただし、ウクライナ情勢の長期化や中国における経済活動の抑制の影響などが懸念される中での原材料価格の上昇や供給面での制約に加え、金融資本市場の変動等による下振れリスクに十分注意する必要があります。」としています。

次ページ以降は各論になっておりまして、「生産活動」の項目では、「鉄鋼は、建材向けが堅調なことなどから持ち直している。」と解説されています。

また、次ページ以降、本報告の資料編となっておりますので、参考としていただければと思います。

次に、資料No.5です。岡山県が8月22日に発表した「岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数[速報]」の令和4年6月分です。

生産指数は対前月比0.9%増の95.9で2か月連続の上昇となっています。

3ページから「4.生産の業種別動向」(1)主要業種の生産動向、(2)業種分類生産指数、(3)特掲業種分類生産指数」があります。原指数、季節調整済指数が掲載されており、各産業の数値において、前年同月比、前月比等確認いただければと思います。

次に資料No.6を御覧ください。労働局職業安定課が8月30日に発表した「雇用情勢」です。

有効求人倍率につきましては、7月の有効求人倍率は1.56倍となり、前月と比べ0.03ポイント上昇しています。

新規求人数につきましては、7月の新規求人数は、対前年同

月比で7.8%増となり、9か月連続で増加しています。産業別では、6ページの表にございます。Eの製造業が8.1%増ですが、鉄鋼は、27.9%減となっています

参考指標としていただければと思います。以上です。

横山部会長

ただ今の資料説明に対して、何か質問等ございますでしょうか。

(特になし)

横山部会長

ただいまから休憩に入りますが、この間を利用して労使の打合せ時間とします。大体15分程時間をお取りしております。

なお、2時35分から再開とさせていただきますので、委員の皆様どうぞよろしくお願ひいたします。

(労使それぞれ別室にて打合せ)

(打合せ後、労使委員入室)

横山部会長

付議事項「(5) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について」の審議に入ることにします。

まず、労使各側から、特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に対する基本的な考え方をお聞きすることにします。それぞれ5分から6分程度での発言に御協力いただくよう、お願ひします。

お聞きする順番は、労働者側委員、その後使用者側委員にお願ひします。

それでは、労側の代表の方にお願ひします。

近藤委員

JFEスチール倉敷労働組合の執行委員を仰せつかっております近藤と申します。よろしくお願ひいたします。

それでは、鉄鋼業最低賃金改定の必要性について考え方を申し述べたいと思います。

初めに、経済情勢及び今後の見通しについて申し上げます。現在、確かに先行き不透明な経営環境ではありますが、国内粗鋼生産量9,563万トンと5年ぶりに前年度実績を上回っております。

しかしながら今後の見通しにつきましては、緊迫するウクライナ情勢の中、経済は日々不確実性を増してござりまして今後の動向は非常に不透明な状況にあります。中でも石炭価格は、ロ

シアによるウクライナ侵攻以降、乱高下して、鋼材需給、市況についても今後の動向が不透明であることに加え、カーボンニュートラルの実現に向けた研究開発、設備投資費用の負担といった将来的な課題など、日本鉄鋼産業への影響も不透明感が高まっていることから、今後の動向を注視しなければならないと考えております。

次に、雇用情勢についてですが、鋼材需要の低迷と新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり、雇用情勢が急激に悪化しましたが、休業要請等が解除され、社会経済活動が徐々に戻りつつあるものの、まだ足下では全国各地で感染者が再び増加傾向となっていることから、雇用の先行きも不透明感が高まっています。

また、少子高齢化の進行と労働人口の減少、価値観や働き方のニーズの多様化など、企業を取り巻く環境が大きく変化する中、各企業はし烈な人材確保の途中にあります。

そのような中で、企業も計画的に採用を進めており、優秀な人材の確保と技能、技術の継承は、ものづくり産業、特に3K職場と呼ばれる鉄鋼産業の重要な課題となります。そのためにも、鉄鋼業としての魅力のある労働条件の整備、確立に向けて、岡山県鉄鋼業最低賃金を上げていくことが重要と考えております。

次に、鉄鋼業の最低賃金の水準について少しふれておきたいと思えます。

岡山県内の鉄鋼業の企業内最低賃金協定額につきましては、最低で1,050円、最高は1,153円となっております。また、岡山県の鉄鋼業特定最低賃金は、現在985円となっております、その格差は65円から168円となっております。上部団体であります基幹労連での最低目標値は1,000円です。このような賃金格差がある中で、未組織労働者を含めた勤労者のミニマム賃金である産業別最低賃金の格差是正と、その水準を引き上げることは、鉄鋼業に集う勤労者の意欲に報いるものであると考えています。

以上の状況を踏まえまして、改定に対する意見としましては、企業の収益を支える現場で働く者の努力、負荷は増えるばかりであります。スキルアップしていく労働者の最低レベルを改善していくことは、モチベーションを上げ、労働意欲を向上させることとなります。その中で、少しでも暮らしが安定、向上し、その結果、企業にも反映していくというものではないでしょうか。人への投資は必ずプラスになって帰ってくるものと考えて

おります。

また、鉄鋼業の具体的な水準設定に対しましては、全国的な水準、県下の動向、さらには産業内、地域間における賃金決定内容等の実態を踏まえつつ検討していきませんが、収益状況等から見ましても、鉄鋼業はものづくり産業のけん引役としての責任があると考えております。鉄鋼業の業務は、巨大装置や大型資材を扱うため、重大災害になる可能性が高く、かつ、暑熱対策にも限界があるなど、作業環境は他産業と比較しても厳しいものにならざるを得ず、就業者にかかる精神的、肉体的負担が非常に高いです。その悪条件の現場で働く者の労働負担を理解していただき、人への投資をすることは重要なことと思っております。

最低賃金の議論について、労働者側は鉄鋼業における賃金のベースアップを訴えるものではありません。労働負担、災害リスクの大きな鉄鋼業を支える労働者の価値について、最低レベルを上げることが訴えているもので、企業体力への負荷や、経営、収益に大きく影響を与えるものではありません。

以上の意見を踏まえまして、本年度も昨年度に引き続き全会一致となるよう十分な話し合いで決定し、よりよい鉄鋼業に向かっていきたいと考えておりますので、御協力のほどよろしく申し上げます。

横山部会長

それでは、使側の代表の方をお願いいたします。

遠藤委員

JFEスチール倉敷労働人事室長の遠藤と申します。よろしくをお願いいたします。

まず、弊社の賃金に関する動向ですけれども、弊社の労働組合と複数年の協定を締結しておりまして、2年に1度賃金改定の議論を行っております。2022年度の春は改定年度でありまして、労働組合から2022年度、2023年度、それぞれ3,500円の賃上げの要求がございました。これはベア分を除いて純粋な賃金改定です。それに対して、会社としては2022年度は3,000円、2023年度は2,000円という回答をしております。

一方で、弊社の基準賞与額ですが、前年度のセグメント利益に連動する方式で決定しており、2021年度決算の結果、2022年度の基準賞与は、コロナ禍の影響を受けた2021年度賞与に対して大幅な増額となりました。しかしながら、2022年度の業績を踏まえると、2023年度の基準賞与については大幅な減額が見込まれている状況でございます。

続きまして、粗鋼生産量についてです。先ほど労側委員からもございましたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う需要急減が2020年度にございまして、2021年度の国内粗鋼生産量が9,563万トン、こちらは前年度2020年度比プラス15.5%ということで5年ぶりに前年度比で増加しました。ちなみに、前年度2020年度の実質生産量というのは50年ぶりの低水準であったことは申し添えておきたいと思っております。

一方、2022年度につきましては、粗鋼生産量は鉄鋼メーカーの実質生産能力が足下1億トンを下回っているということもございまして、2021年度と2022年度はほぼ同水準の生産量になるだろうというふうに見込まれています。

鋼材需要の動向ですけれども、国内に関する2022年度の実質GDP成長率は、コロナ再拡大による影響、ウクライナ情勢の長期化などによる物価高を背景に、前年度比プラス2.0%程度に留まる見通しが示されております。自動車分野については減産が長期化しておりますが、2022年度後半に向けてはサプライチェーンの活動水準も徐々に回復してくるものと想定しております。

他方、国内の人口減少に伴う内需の低下、顧客企業の生産拠点の海外移転等に伴い鋼材需給は漸減していく見込みです。

海外ですけれども、2022年7月に発表されましたIMFの見通しによりますと、インフレの高進、中国の景気減速、ロシアによるウクライナ侵攻による影響など、下振れリスクの顕在化を背景に世界の実質GDP成長率はプラス3.2%に留まると見込まれており、世界経済の減速が懸念されております。

世界の鉄鋼需要は、ロシアによるウクライナ侵攻やエネルギー価格の高騰を背景に鋼材需要の伸びが鈍る見込みでして、2022年は18.4億トン、前年度比プラス0.4%になる見込みです。最大消費国である中国は2021年比5倍の9.5億トンになる見込みです。

こうした需要環境ですけれども、日本の鉄鋼業は先ほどもお話がありましたが、将来的な企業存続をかけてカーボンニュートラルに向けた莫大な費用を要する研究投資が控えていることも踏まえ、恒常的に収益を生み出せる企業体質へ生まれ変わるための構造改革に取り組んでいる最中です。生産設備を統廃合し、労働生産性を向上推進する中では余剰人員の雇用確保が最重要課題であるというふうには認識をしております。

以上を踏まえまして、改定には慎重な判断が必要と考えております。人材の確保、育成は企業それぞれの経営状況等も踏ま

え、独自性を持って取り組むべき重要課題であり、固定的なコスト増につながる一律的な賃金改善はなじみにくいと考えられます。加えて、他産業と比較し、鉄鋼業における技能蓄積の必要性や身体的負担が相対的に高く、賃金上の優位性の確保には留意する必要があるものの、他県の鉄鋼業の最低賃金の優位性の程度とも比較しながら優位性の範囲の適格性については引き続き検証していく必要があると考えております。以上です。

横山部会長

ありがとうございます。

双方から御発言をいただきましたが、質疑等はございますでしょうか。

(特になし)

横山部会長

使側の方からは、改正の決定については慎重な判断を要するというふうに御解答いただいたということによろしかったですでしょうか。

(使側委員から同意する声)

横山部会長

今後の進め方についてですが、昨年度は1回目の合同部会で必要性に係る基本的な考え方をお伺いしまして、第2回目の専門部会で必要性ありの結論に達したという経緯がございます。

本年度鉄鋼業に関しましては単独開催のため、現状では意見の一致というところまで至っていないというふうに思いますが、本日の審議については継続をされますでしょうか。あるいは2回目に持ち越しをした方がよろしいでしょうか。

遠藤委員

質問よろしいでしょうか。

先ほど事務局から説明いただきましたが、本日、必要性について決定した場合は、3週間以上空けて金額審議に入ることのでいいんですね。

予定されている日程についてはどうなりますか。

浮森室長

皆様の御都合があると思いますので、一応、予定として2回目を設定させていただいております。

遠藤委員

今、労側の意見を初めてお聞きしましたので、労側の皆さんがよろしければ、我々としては今日継続審議を希望させていた

だきたいと思っています。

横山部会長 労側の方はいかがでしょうか。

近藤委員 必要性審議についてですか。

遠藤委員 はい、そうです。

西谷委員 必要性の有無について。

近藤委員 5分ほどいただければありがたいのですが。

横山部会長 それでは、どういたしましょうか。審議の方法もいろいろありまして、もう1回個別に御意見をお聞きすることもできますし、一堂に会して御意見をお聞かせいただくということもできますし、労使で話し合いをするというやり方もあるかと思いますが、その辺りの御意向はありますか。

(労使双方から労使協議を望む声)

西谷委員 労使で話をしたいので、時間をいただければと思うのですが。

横山部会長 分かりました。
我々、公益と事務局は、一旦退席させていただきます。

横山部会長 別室でお待ちしますので、声掛けいただいてもよろしいでしょうか。

近藤委員 承知しました。

子安部長 事前に5分とか10分お時間を取って、打合せをした上で労使協議に臨むという方がよろしいでしょうか。

(続けて労使協議を希望する声)

横山部会長 では、労使協議をお願いします。
外でお待ちしていますので、終わりましたらお声かけください。

(公益委員、事務局退室)

(労使協議終了後、公益委員、事務局入室)

横山部会長 では、労使協議の結果をどちらからでも構わないので報告してください。

遠藤委員 建設的に議論をさせていただきまして、労使で必要性ありという結論に議決できたというふうに使側としては認識しております。

近藤委員 労側も同じくです。

横山部会長 労使協議の結果、必要性審議に関しましては必要性有りということで、労使で意見が一致したということによろしいでしょうか。

(労使双方から同意する声)

横山部会長 鉄鋼業の最低賃金の改正決定の必要性の有無に関しましては、双方から必要性有りというお話をいただき、結論を得ることができました。

それでは、この結論を会長あてに報告したいと思いますので、事務局の方で報告文の案を御準備ください。

(事務局、報告文(案)を各委員に配付)

横山部会長 では、事務局で報告文(案)を読み上げてください。

浮森室長 それでは、報告文(案)を読み上げさせていただきます。

(報告文(案)読み上げ)

横山部会長 (案)のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

横山部会長 本年8月2日の第498回審議会において、「全会一致の場合は、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する」こととされておりますので、本専門部会の決議が審議会の決議となります。

では、事務局で答申文（案）を用意してください。

（事務局、答申文（案）を各委員に配付）

横山部会長

では、事務局で答申文（案）を読み上げてください。

浮森室長

それでは、答申文（案）を読み上げさせていただきます。

（答申文（案）読み上げ）

横山部会長

（案）のとおりでよろしいでしょうか。

（異議なし）

横山部会長

では、この内容で（案）をとり、番号を付して答申することといたします。

番号は岡賃審第 33 号になります。

（事務局、答申文を準備し部会長に手渡し、再度内容を確認）
（部会長より基準部長へ、答申文を手交）

浮森室長

答申をいただきましたので、局長に代わりまして、労働基準部長より御挨拶申し上げます。

子安部長

ただ今、答申をいただきました。

本日は、労使協議で真摯に御議論いただいたと報告いただきました。

冒頭、部会長からもございましたが、労使のイニシアティブというのが特定最賃の基本的な運営方針でございますが、正に典型的に行われたということで、私どもとしても大変良い流れだなと思っております。

こういった賃上げの流れの中で、業務改善助成金の拡充がちょうど先週決まったばかりなのですが、その内容などもリーフレットを途中から変更して配っているところです。また、8月の県最賃の審議を受けて、県下の取組についても、本省や、特に経産省、中企庁といったところにきちんと伝えさせていただきましたので、すぐに効果が出ていないというお声もいただきましたが、できることは政府として取り組んでいきたいと思っております。引き続き金額審議につきましても、真摯な議論を

進めていただくようによろしくお願いいたします。

横山部会長

お忙しい中、皆様の熱心な審議をいただきまして答申することができました。

本日の審議はここまでとしまして、次回は労使より金額提示をいただきたいと思います。

次に、付議事項「(6) 今後の審議日程」について事務局から説明をしてください。

浮森室長

先ほど、岡山労働局長あて答申をいただきましたので、本日付けで意見聴取について公示することとします。意見書の提出期限につきましては、公示期間を3週間とし、9月27日火曜日となります。

今後の審議日程につきましては、第2回を9月13日火曜日午前10時から予定させていただいておりましたが、意見公示期間の関係から当日は中止をさせていただきます。次回は9月28日以降で調整させていただきます。この部会は最低賃金法第25条第2項の金額審議のための専門部会になります。

横山部会長

次に、付議事項「(7) その他」ですが、事務局から何かございますか。

浮森室長

1点確認させていただきます。

本日の第1回特定最低賃金専門部会は、公開として開催しておりますので、議事録を作成し、これを公開します。第2回以降の専門部会につきましては、先ほど非公開とすることが確認されましたので、議事要旨を作成し、公開することとしてよろしいでしょうか。

それ以外には特にございません。

横山部会長

議事録、議事要旨の取扱いについてはそのようお願いします。

委員の皆さん、何かございませんか。

阪本委員

ちょっと質問させていただきたいのですが、これから金額審議に入ると思うのですが、追加で資料というのはいただけるのでしょうか。

未満率がどうなっているのか、賃金別でどれぐらいの人数がいるのかということと、動向も含めて知りたいのですが。

浮森室長 2回目の専門部会で提出させていただくよう準備を進めておりますが、前もってお届けしたほうがよろしいでしょうか。

遠藤委員 金額審議より前に閲覧可能であれば、いただけると大変参考になると思います。

浮森室長 通常でしたら、2回目の専門部会で皆さんにお見せするような形になりますが、資料ができましたらお送りするという事で対応させていただきます。

遠藤委員 お願いします。

浮森室長 集計も大体終わっておりますので、そんなに時間がかからずにお届けできると思います。

横山部会長 その他ございませんか。

(特になし)

横山部会長 これを持ちまして、第1回岡山県鉄鋼業最低賃金専門部会での審議を終わります。委員の皆さん大変御苦勞様でした。